

男鹿市条例第3号

男鹿市中山間地域活性化施設条例を廃止する条例

男鹿市中山間地域活性化施設条例（平成17年男鹿市条例第140号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。